



# 三重県公報

平成30年3月9日(金)

第 2986 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>病院事業庁管理規程</b>			
1	三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	2
<b>告 示</b>			
158	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
159	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	( 同 )	2
160	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	2
161	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	3
162	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	3
163	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	( 同 )	3
164	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 同 )	4
165	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	4
166	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 道 路 企 画 課 )	4
167	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	9
168	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	11
169	都市計画事業の事業計画の変更認可	( 下 水 道 課 )	11
170	同件	( 同 )	12
<b>公 告</b>			
	家畜人工授精師免許証の交付	( 畜 産 課 )	13
	基本測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	13
	公共測量を実施する旨の通知	( 同 )	13
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	14
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	( 建 築 開 発 課 )	14
	開発行為に関する工事の完了	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 広 聴 広 報 課 )	14
	落札者を決定した旨	( 保 健 環 境 研 究 所 )	17

**病院事業庁管理規程**

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を、ここに公布します。

平成三十年三月九日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

**三重県病院事業庁管理規程第一号**

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の備考を同表の備考1とし、同表の備考に次のように加える。

- 2 白衣及びズボンで数量が2のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を4とすることができる。この場合において、期間の欄中「1」とあるのは「2」とする。

附 則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第158号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2471301271	訪問介護ステーション ハッピーウッド	名張市朝日町1247番地 の1	株式会社ハッピーウエ ルネス	平成30年 3月1日	訪問介護

**三重県告示第159号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205515	ケアプラン リウオー ク	四日市市新正2丁目4- 28	株式会社リウオーク	平成30年 3月1日	居宅介護支 援

**三重県告示第160号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2471301271	訪問介護ステーション ハッピーウッド	名張市朝日町1247番地 の1	株式会社ハッピーウエ ルネス	平成30年 3月1日	介護予防訪 問介護

## 三重県告示第 161 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 日 年 月 日
2450500646	有限会社サザンコート	津市観音寺町 429 番地の 12	アルブル	津市鳥居町 167 番地 8	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 30 年 3 月 1 日
2450200478	株式会社むーみん	四日市市三滝台 四丁目 7 番地 4	むーみん	四日市市天カ須賀 5 丁目 2-3	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 30 年 3 月 1 日
2452200112	株式会社ほがらかカンパニー	三重郡菰野町千草 6462-9	ほがらかファミリー音羽	三重郡菰野町音羽 835 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 30 年 4 月 1 日
2451200113	伊賀リハビリライフサポート株式会社	伊賀市上野田端町 1004 番地の 3	放課後等デイサービスささゆり	伊賀市四十九町 1929 番地 10	放課後等デイサービス等	平成 30 年 3 月 1 日
2450700329	株式会社 I N H E R S H O E S	多気郡大台町佐原 596 番地 1	放課後等デイサービスインハーシューズ	松阪市宮町 237 番地 グランマツサカ 1 号室	放課後等デイサービス	平成 30 年 3 月 1 日

## 三重県告示第 162 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410301390	合同会社めびうす	鈴鹿市江島台 2 丁目 2 番 11 号	めびうす	鈴鹿市江島台 2 丁目 2 番 11 号	就労継続支援 B 型	平成 30 年 3 月 1 日
2410502559	一般社団法人三重県地域創生協会	津市大門 18-7	ピュア	津市大門 18-7	就労継続支援 B 型	平成 30 年 3 月 1 日
2410502567	特定非営利活動法人りぼん	津市一身田中野 293 番地 2	りぼんぶるー	津市一身田中野 293 番地 1	就労継続支援 B 型	平成 30 年 3 月 1 日
2410100842	株式会社アルモニ	桑名市星見ヶ丘 9 丁目 1406	カーサ・アルモニ	桑名市星見ヶ丘 9 丁目 1406	就労継続支援 A 型	平成 30 年 3 月 1 日

## 三重県告示第 163 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 日 年 月 日
2410301119	合同会社めびうす	鈴鹿市江島台 2 丁目 2-11	めびうす鈴鹿	鈴鹿市江島台 2 丁目 2-11	就労移行支援 就労継続支援 A 型	平成 30 年 2 月 28 日

2410201079	NPO法人みらい自然ファーム	四日市市滝川町9番9-802	障害者ITカレッジ四日市	四日市市栄町1-11 6階	就労継続支援A型	平成30年3月31日
2412220127	社会福祉法人朝日町社会福祉協議会	三重郡朝日町小向891-5	朝日町ひまわり作業所	三重郡朝日町柿1067番地	就労継続支援B型	平成30年3月31日
2410100396	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山1535番地34	みえ医療福祉生協ホームヘルプいがまち	桑名市伊賀町55番地の2	同行援護	平成30年2月28日

三重県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	近藤小児科医院	桑名市星見ヶ丘3-203-1	平成30年3月1日
薬局	くるみ調剤薬局 すずか店	鈴鹿市十宮4-2-11	平成30年2月1日
薬局	クローバー薬局	桑名市馬道1-69	平成30年3月1日

三重県告示第165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗の名称の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木英敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベイスクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザらス津店  
津市大字藤方字中興985番1ほか23筆
- 津市から聴取した意見  
意見なし
- 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間  
平成30年3月9日から同年4月9日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図面は、告示の日から2週間三重県県土整備部道路企画課において一般の縦覧に供します。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木英敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類別	路線名	占用を制限する区域 (起点)	占用を制限する区域 (終点)
一般国道	一般国道25号	伊賀市下柘植	伊賀市新堂
一般国道	一般国道25号	伊賀市上野農人町	伊賀市治田
一般国道	一般国道42号	伊勢市朝熊町	伊勢市二見町茶屋
一般国道	一般国道42号	伊勢市二見町茶屋	伊勢市二見町三津

一般国道	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽 3 丁目	鳥羽市堅神町
一般国道	一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原山菅	津市丸之内
一般国道	一般国道 164 号	四日市市千歳町	四日市市中部
一般国道	一般国道 165 号	名張市安部田	津市雲出本郷町
一般国道	一般国道 166 号	松阪市飯高町木梶	松阪市飯高町森
一般国道	一般国道 166 号	松阪市飯高町七日市	松阪市大黒田町
一般国道	一般国道 167 号	鳥羽市白木町	伊勢市二見町松下
一般国道	一般国道 167 号	志摩市阿児町神明	志摩市磯部町恵利原
一般国道	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原	鳥羽市鳥羽 3 丁目
一般国道	一般国道 169 号	熊野市神川町	熊野市神川町
一般国道	一般国道 260 号	志摩市阿児町鷺方	紀北町東長島
一般国道	一般国道 260 号	南伊勢町奈屋浦	南伊勢町奈屋浦
一般国道	一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町	いなべ市藤原町山口
一般国道	一般国道 306 号	亀山市栄町	亀山市栄町
一般国道	一般国道 306 号	津市河芸町中瀬	津市河芸町北黒田
一般国道	一般国道 309 号	熊野市飛鳥町小阪	熊野市五郷町桃崎
一般国道	一般国道 311 号	尾鷲市南浦	熊野市大泊町
一般国道	一般国道 311 号	尾鷲市三木浦町	尾鷲市三木里町
一般国道	一般国道 311 号	熊野市有馬町	熊野市紀和町小川口
一般国道	一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田	いなべ市藤原町山口
一般国道	一般国道 365 号	四日市市上海老町	四日市市上海老町
一般国道	一般国道 365 号	四日市市堀木	四日市市西町
一般国道	一般国道 365 号	四日市市小牧町	四日市市上海老町
一般国道	一般国道 368 号	伊賀市八幡町	多気町丹生 (奈良県区間を除く。)
一般国道	一般国道 421 号	桑名市西別所	いなべ市大安町石樽南
一般国道	一般国道 422 号	松阪市飯高町富永	大台町天ヶ瀬
一般国道	一般国道 422 号	伊賀市久米町	伊賀市青山羽根
一般国道	一般国道 422 号	紀北町東長島	紀北町東長島
一般国道	一般国道 422 号	紀北町島原	紀北町島原
一般国道	一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町	尾鷲市倉ノ谷町
一般国道	一般国道 477 号	四日市市堀木	四日市市西伊倉町
一般国道	一般国道 477 号	四日市市川島町	菰野町千草
一般国道	一般国道 477 号	四日市市西伊倉町	菰野町吉澤
一般国道	一般国道 477 号	四日市市高角町	四日市市高角町
主要地方道	草津伊賀線	伊賀市柘植町	伊賀市柘植町
主要地方道	北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜	いなべ市員弁町畑新田
主要地方道	水郷公園線	桑名市長島町浦安	桑名市長島町福吉
主要地方道	水郷公園線	桑名市長島町押付	桑名市長島町小島
主要地方道	四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸 3 丁目	鈴鹿市北玉垣町
主要地方道	津関線	津市栄町	亀山市関町木崎
主要地方道	四日市関線	亀山市関町木崎	亀山市関町新所
主要地方道	伊勢南勢線	伊勢市楠部町	伊勢市楠部町
主要地方道	伊勢多気線	多気町四神田	多気町仁田
主要地方道	菰野東員線	東員町鳥取	東員町穴太

主要地方道	久居美杉線	津市久居射場町	津市美杉町奥津
主要地方道	南勢磯部線	南伊勢町神津佐	志摩市磯部町迫間
主要地方道	浜島阿児線	志摩市浜島町浜島	志摩市阿児町鵜方
主要地方道	津停車場線	津市羽所町	津市栄町
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市黒瀬町	伊勢市本町
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市中島	伊勢市円座町
主要地方道	伊勢南島線	度会町川口	南伊勢町道方
主要地方道	北方多度線	桑名市多度町福永	桑名市多度町香取
主要地方道	松阪久居線	松阪市船江町	津市久居万町
主要地方道	四日市多度線	桑名市多度町多度	桑名市多度町香取
主要地方道	四日市多度線	桑名市星川	桑名市嘉例川
主要地方道	神戸長沢線	鈴鹿市三畑町	鈴鹿市長澤町
主要地方道	神戸長沢線	鈴鹿市甲斐町	鈴鹿市上田町
主要地方道	亀山白山線	亀山市和田町	亀山市東御幸町
主要地方道	亀山白山線	津市白山町佐田	津市白山町中ノ村
主要地方道	松阪青山線	伊賀市阿保	伊賀市阿保
主要地方道	大台宮川線	大台町弥起井	大台町天ヶ瀬
主要地方道	伊勢磯部線	伊勢市本町	志摩市磯部町恵利原
主要地方道	七色峡線	熊野市井戸町	熊野市井戸町
主要地方道	紀宝川瀬線	紀宝町井田	紀宝町成川
主要地方道	紀宝川瀬線	紀宝町大里	紀宝町大里
主要地方道	鳥羽松阪線	伊勢市楠部町	松阪市宮町
主要地方道	鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町	伊勢市楠部町
主要地方道	伊勢大宮線	度会町葛原	度会町棚橋
主要地方道	伊勢大宮線	度会町麻加江	度会町田口
主要地方道	伊勢大宮線	大紀町打見	大紀町打見
主要地方道	亀山鈴鹿線	亀山市和田町	鈴鹿市国府町
主要地方道	津芸濃大山田線	津市中央	津市安濃町曾根
主要地方道	宮妻峡線	四日市市波木町	四日市市泊山崎町
主要地方道	南島大宮大台線	大紀町打見	大台町下楠
主要地方道	甲南阿山伊賀線	伊賀市馬田	伊賀市西之澤
主要地方道	甲南阿山伊賀線	伊賀市川合	伊賀市馬田
主要地方道	鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸3丁目	鈴鹿市庄野羽山3丁目
主要地方道	久居河芸線	津市久居明神町	津市久居明神町
主要地方道	久居河芸線	津市大里窪田町	津市一身田町
主要地方道	上野大山田線	伊賀市上野丸之内 (市管理区間を除く。)	伊賀市上野恵美須町
主要地方道	上野大山田線	伊賀市生疏里	伊賀市下友生
主要地方道	上野名張線	伊賀市比土	伊賀市比土
主要地方道	松阪一志線	松阪市嬉野天花寺町	松阪市嬉野宮古町
主要地方道	松阪第2環状線	松阪市伊勢寺町	松阪市大塚町
主要地方道	伊勢松阪線	伊勢市中島	伊勢市御園町高向
主要地方道	磯部大王線	志摩市大王町波切	志摩市大王町波切
主要地方道	磯部大王線	志摩市磯部町恵利原	志摩市磯部町穴川
主要地方道	上海老茂福線	四日市市上海老町	四日市市茂福町

主要地方道	度会玉城線	度会町川口	玉城町勝田
主要地方道	四日市朝日線	朝日町柿	朝日町柿
主要地方道	紀勢インター線	大紀町崎	大紀町錦
主要地方道	湾岸桑名インター線	桑名市福岡町	桑名市和泉
主要地方道	賀田港中山線	尾鷲市賀田町	尾鷲市賀田町
主要地方道	奈良名張線	名張市平尾	名張市夏見
主要地方道	名張曾爾線	名張市夏見	名張市夏見
一般県道	木曾岬弥富停車場線	木曾岬町富田子	木曾岬町西対海地
一般県道	上浜高茶屋久居線	津市上浜町	津市桜橋
一般県道	上浜高茶屋久居線	津市高茶屋小森町	津市久居新町
一般県道	鈴鹿宮妻峽線	鈴鹿市石薬師町	鈴鹿市石薬師町
一般県道	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町	志摩市阿児町鶴方
一般県道	伊賀甲南線	伊賀市下柘植	伊賀市新堂
一般県道	信楽上野線	伊賀市小田町	伊賀市平野中川原
一般県道	四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東	いなべ市大安町石樽東
一般県道	四日市菰野大安線	四日市市桜町	菰野町大強原
一般県道	四日市菰野大安線	四日市市波木町	四日市市六名町
一般県道	鶴殿熊野線	熊野市久生屋町	熊野市井戸町
一般県道	鶴殿熊野線	紀宝町鶴殿平島	熊野市久生屋町
一般県道	桑名東員線	桑名市東方	東員町穴太
一般県道	桑名東員線	東員町鳥取	東員町北大社
一般県道	天花寺一志嬉野インター線	松阪市嬉野天花寺町	津市一志町小山
一般県道	伊賀大山田線	伊賀市下柘植	伊賀市愛田
一般県道	依那具市部線	伊賀市依那具	伊賀市ゆめが丘
一般県道	依那具荒木線	伊賀市下友生	伊賀市荒木
一般県道	三木里インター線	尾鷲市三木里町	尾鷲市三木里町
一般県道	多気八太線	多気町仁田	多気町相可
一般県道	玉城南勢線	玉城町宮古	南伊勢町船越
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市小木町	伊勢市船江1丁目
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市吹上	伊勢市本町
一般県道	須賀利港相賀停車場線	紀北町相賀	紀北町相賀
一般県道	尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市港町	尾鷲市中村町
一般県道	尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市中村町	尾鷲市中村町
一般県道	木本港熊野市停車場線	熊野市木本町	熊野市井戸町
一般県道	木本港熊野市停車場線	熊野市井戸町	熊野市井戸町
一般県道	亀山停車場石水溪線	亀山市御幸町	亀山市本丸町
一般県道	亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町	亀山市羽若町
一般県道	桑名四日市線	桑名市相川町	桑名市小貝須
一般県道	桑名四日市線	四日市市羽津	四日市市白須賀
一般県道	桑名四日市線	川越町当新田	川越町亀崎新田
一般県道	草生窪田津線	津市一身田町	津市栗真中山町
一般県道	草生窪田津線	津市大里窪田町	津市大里窪田町
一般県道	嬉野津線	松阪市嬉野中川町	松阪市肥留町

一般県道	勢和兄国松阪線	多気町多気	多気町多気
一般県道	勢和兄国松阪線	多気町相可	多気町相可
一般県道	伊勢小俣松阪線	伊勢市小俣町元町	伊勢市小俣町明野
一般県道	佐原勢和松阪線	大台町佐原	大台町佐原
一般県道	楠河原田線	四日市市楠町北五味塚	四日市市河原田町
一般県道	豊北港小俣線	伊勢市西豊浜町	伊勢市小俣町元町
一般県道	田丸停車場斎明線	玉城町勝田	明和町有爾中
一般県道	亀山城跡線	亀山市東御幸町	亀山市太岡寺町
一般県道	蓮峽線	松阪市飯高町森	松阪市飯高町七日市
一般県道	香良洲公園島貫線	津市香良洲町	津市雲出島貫町
一般県道	湯の山温泉線	菰野町千草	菰野町千草
一般県道	本郷志礼石線	いなべ市藤原町市場	いなべ市藤原町志礼石新田
一般県道	東貝野南中津原丹生川停車場線	いなべ市北勢町麻生田	いなべ市北勢町其原
一般県道	南中津原畑新田線	いなべ市員弁町大泉	いなべ市員弁町畑新田
一般県道	田光四日市線	菰野町田光	菰野町小島
一般県道	田光梅戸井停車場線	菰野町小島	四日市市西村町
一般県道	小牧小杉線	四日市市山城町	四日市市山之一色町
一般県道	千草赤水線	菰野町吉澤	菰野町吉澤
一般県道	千草永井線	菰野町千草	菰野町千草
一般県道	宮東日永線	四日市市六呂見	四日市市泊小柳町
一般県道	川島貝家線	四日市市川島町	四日市市川島町
一般県道	辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市津賀町	鈴鹿市汲川原町
一般県道	三行庄野線	鈴鹿市庄野共進2丁目	鈴鹿市庄野町
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市稲生町	鈴鹿市稲生町
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市石垣	鈴鹿市安塚町
一般県道	白木西町線	亀山市野村2丁目	亀山市西町
一般県道	草生曾根線	津市安濃町草生	津市安濃町曾根
一般県道	家所阿漕停車場線	津市産品	津市片田志袋町
一般県道	垣内御城線	津市白山町川口	津市白山町川口
一般県道	上友田円徳院線	伊賀市馬場	伊賀市馬場
一般県道	川東佐那具線	伊賀市川西	伊賀市西之澤
一般県道	三雲久居線	松阪市小舟江町	津市久居元町
一般県道	津三雲線	津市香良洲町	松阪市星合町
一般県道	仁田多気停車場線	多気町四神田	多気町多気
一般県道	相鹿瀬大台線	大台町新田	大台町新田
一般県道	飯南三瀬谷停車場線	大台町佐原	大台町佐原
一般県道	東大淀小俣線	伊勢市東大淀町	伊勢市小俣町明野
一般県道	玉川小俣線	伊勢市小俣町湯田	伊勢市小俣町湯田
一般県道	矢口浦上里線	紀北町矢口浦	紀北町上里
一般県道	新鹿佐渡線	熊野市新鹿町	熊野市新鹿町
一般県道	大湊宮町停車場線	伊勢市御園町長屋	伊勢市御園町長屋
一般国道	大湊宮町停車場線	伊勢市御園町高向	伊勢市御園町高向
一般県道	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町	鳥羽市鳥羽4丁目
一般県道	津香良洲線	津市雲出本郷町	津市雲出伊倉津町



一般県道	三戸紀伊長島停車場線	紀北町東長島	紀北町東長島
一般県道	茶屋町湯の山停車場線	四日市市桜町	四日市市水沢町
一般県道	松阪環状線	松阪市内五曲町	松阪市内五曲町
一般県道	松阪環状線	松阪市川井町	松阪市船江町
一般県道	松阪環状線	松阪市豊原町	松阪市上川町
一般県道	辻原西町線	松阪市大足町	松阪市外五曲町
一般県道	檜原大内山線	大紀町大内山	大紀町大内山
一般県道	久居停車場津線	津市久居新町	津市久居新町
一般県道	中井浦九鬼線	尾鷲市坂場町	尾鷲市坂場町
一般県道	中井浦九鬼線	尾鷲市港町	尾鷲市林町

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成 30 年 3 月 23 日

三重県告示第 167 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 306 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市藤原町山字高保田 3125 番 2 地先から	旧	18.90～48.00	92.00
いなべ市藤原町山字高保田 3120 番 1 地先まで	新	18.90～48.00	92.00

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 亀山鈴鹿線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市白子町字箱塚 281 番 1 地先から	旧	9.50～12.90	312.80
鈴鹿市白子町字深田 70 番 3 地先まで	新	15.70～24.10	312.80

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 国府白子停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市白子町字箱塚 281 番 1 地先から	旧	9.50～12.90	312.80
鈴鹿市白子町字深田 70 番 3 地先まで	新	15.70～24.10	312.80

## 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御麻生園豊原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市中万町字大川上町 1718 番 1 地先内	旧	11.17~13.62	30.53
	新	22.31~26.64	30.53

## 第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町川上字樋ノ谷 599 番 2 地先内	旧	5.13~7.40	11.00
	新	5.13~22.46	11.00

## 第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町永会字東河内 2982 番 6 地先内	旧	4.11~5.58	28.00
	新	6.14~22.53	28.00

## 第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 打見大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 46 地先から 度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 45 地先まで	旧	18.12~31.75	18.80
	新	19.73~37.72	18.80

## 第 8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字上垣内 884 番 3 地先から 北牟婁郡紀北町東長島字丹甫 1306 番 5 地先まで	旧新	5.60~12.80	980.00
	新	14.10~24.20	900.00

## 第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字上垣内 884 番 3 地先から 北牟婁郡紀北町東長島字丹甫 1306 番 5 地先まで	旧新	5.60~12.80	980.00
	新	14.10~24.20	900.00

## 第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上市木市木停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上市木字荘ヶ芝 3225 番 1 地先 から 南牟婁郡御浜町大字下市木字花崎 1483 番 1 地先 まで	旧	8.70~15.20	313.80
	新	9.10~15.20	313.80

第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市神川町長原字花峪 1097 番 2 地先内	旧	5.00~11.90	112.60
	新	6.00~33.00	112.60

三重県告示第 168 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 湯の山温泉線	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 10 地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 34 地先 まで	平成 30 年 3 月 13 日
県道 四日市関線	亀山市白木町字上垣内 2099 番地先 から 亀山市白木町字西大谷 1712 番 15 地先 まで	平成 30 年 3 月 14 日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市白子町字箱塚 281 番 1 地先 から 鈴鹿市白子町字深田 70 番 3 地先 まで	平成 30 年 3 月 15 日
県道 国府白子停車場線	鈴鹿市白子町字箱塚 281 番 1 地先 から 鈴鹿市白子町字深田 70 番 3 地先 まで	平成 30 年 3 月 15 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先 から 津市栗真町屋町字南浜 1314 番 1 地先 まで	平成 30 年 3 月 9 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 3087 番地先 から 南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 709 番 1 地先 まで	平成 30 年 3 月 16 日

三重県告示第 169 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
桑名都市計画下水道事業  
流域関連桑名市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 53 年 10 月 13 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分

昭和 52 年三重県告示第 92 号、昭和 53 年三重県告示第 500 号、昭和 58 年三重県告示第 143 号、昭和 58 年三重県告示第 164 号、昭和 60 年三重県告示第 161 号、昭和 61 年三重県告示第 145 号、平成元年三重県告示第 341 号、平成 2 年三重県告示第 120 号、平成 4 年三重県告示第 151 号、平成 4 年三重県告示第 577 号、平成

5年三重県告示第309号、平成6年三重県告示第392号、平成6年三重県告示第394号、平成8年三重県告示第35号、平成8年三重県告示第267号、平成9年三重県告示第921号、平成9年三重県告示第1131号、平成11年三重県告示第61号、平成12年三重県告示第422号、平成12年三重県告示第446号、平成13年三重県告示第57号、平成14年三重県告示第487号、平成16年三重県告示第674号、平成16年三重県告示第1006号、平成20年三重県告示第641号、平成27年三重県告示第228号の事業地を削除し、桑名市大字桑名字太一丸、太一丸、住吉町、大字江場字正金縄、大字福島、大字福島字甚内、大字下深谷部字長俣及び字城之堀、大字繁松新田字西之割、大字上野字庄右エ門新田、野田六丁目、野田四丁目、松ノ木五丁目、藤が丘七丁目、大字額田字池ヶ谷、大字桑名字砂割、多度町香取字高割及び元割、新西方一丁目、星見ヶ丘四丁目、星見ヶ丘六丁目、赤尾台一丁目、筒尾三丁目、陽だまりの丘一丁目、陽だまりの丘二丁目、大字蓮花寺字西広及び字鍋谷並びに立花町一丁目を加える。

(2) 使用の部分

平成27年三重県告示第228号の事業地に桑名市多度町東平賀字葭島、多度町平古字平賀及び字古敷、多度町福永字前並、字中道南、字中道北及び字東福永、多度町上之郷字上之郷、多度町香取字向田、大字森忠字笠坊谷及び字長坂、大字大仲新田字屋敷前及び字新井水掛、大字五反田字諸土山、字小山、字東貝戸、字南貝戸、字平及び字北貝戸、大字筑紫字北浦、大字芳ヶ崎字西クトラギ、字大辻及び字八瀬ヶ谷、大字西汰上字沢渡及び字弥平田、大字東汰上字千倉畑、大字福島字南沢、大字播磨字沢南、大字東方字西場様及び字東川原、神成町一丁目、神成町二丁目、大字北別所字井戸谷、字干物谷、字岸西下及び字天神ヶ丘、高塚町四丁目、大字額田字笹貝、大字島田字川北及び字茶園並びに大字志知字掛木を加え、多度町福永字西福永、多度町香取字蛭江、多度町柚井字城ノ腰、多度町小山字天王平、多度町北猪飼字西田面、多度町大鳥居字村前及び字堤西、多度町下野代字小島、大字森忠字十王堂及び字正津、大字芳ヶ崎字コロビ坂及び字屋敷田、大字五反田字清水、中山町、大字星川字中山、字半之木及び字尾崎、松ノ木五丁目、松ノ木七丁目、大字額田字松ノ木谷、字池ヶ谷及び字鳶谷、大字北別所字中縄、大字東汰上字鎌地縄、字松之元、字大苗代及び字八反田、大字東方字土島、字掛越、字堅縄、字細貝道、字城下、字中折、字播磨前、字尾弓田及び字尾畑、大字播磨字岸西下、字宮西及び字石佛、大字北別所字高塚、字高塚山、字池之割及び字福地、高塚町二丁目、高塚町三丁目、高塚町五丁目、高塚町六丁目、大字島田字上折、大字志知字若宮、字若ノ田及び字西山、大字赤尾字中山、字東山及び字東谷並びに西正和台一丁目を変更する。

### 三重県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成30年3月9日

三重県知事 鈴木英敬

1 施行者の名称

桑名市

2 都市計画事業の種類及び名称

桑名都市計画下水道事業

桑名市長島町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年12月17日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年三重県告示第650号、平成9年三重県告示第636号、平成11年三重県告示第247号、平成15年三重県告示第349号、平成16年三重県告示第542号、平成20年三重県告示第187号、平成25年三重県告示第220号の事業地を削除し、桑名市長島町源部外面字山ノ割、長島町西川字五右エ門西、長島町白鷄字佐藤並びに長島町赤地を加える。

(2) 使用の部分

平成5年三重県告示第650号、平成9年三重県告示第636号、平成11年三重県告示第247号、平成15年三重県告示第349号、平成16年三重県告示第542号、平成20年三重県告示第187号、平成25年三重県告示第220号の事業地を削除し、桑名市長島町松之木字堤外、字堤附及び字宮前、長島町新所字堤添、字村附及び字東河原、長島町杉江字春日前及び字辰己、長島町西川字砂入八十郎、字砂先、字藏池、字二十二石

場、字五右エ門西、字九ヶ所、字八畝割、字蛙淵及び字どちびき、長島町上坂手字壺反割、長島町中川字法来部、字喜右エ門起、字中野長、字寺田下及び字屋敷附、長島町下坂手字一番割、字二間代、字二番割、字惣兵池、字三番割、字武城、字古川、字四番割、字埋田及び字五番割、長島町間々字庄太、字内外面、字同所歩、字利平裏及び字長総、長島町高座字弥八、長島町小島字新川田、字村西、字前通及び字越石、長島町千倉字北新田、字上の割、字中の割及び字大脇、長島町押付字三番縄、字屋部田、字源部川原、字平島及び字小六、長島町平方字ハノ割、字ロノ割、字リノ割、字ヘノ割、字二ノ割、字ホノ割、字イノ割、字トノ割及び字チノ割、長島町大倉、長島町北殿名字畑間、長島町出口字宮西及び字宮東、長島町殿名字下知田及び字屋敷添、長島町西外面字下北島、字上北島、字東川田、字茶ノ木原、字光岳寺西、字茨塚、字畑ノ割、字新道東、字新道西、字嘉七前、字神明下、字城南北、字伊平、字常次浦、字長城及び字下遠浅、長島町押付、長島町東殿名字宮西、字木曾及び字大川端、長島町又木、長島町又木字元薬師、字熊沢及び字中田、長島町又木市街字熊沢、長島町長島字萱町、字中町及び字下町、長島町西外面市街字城南北及び字長城、長島町西外面市街、長島町松ヶ島、長島町松ヶ島字北姫御前、字北島、字西島、字東島、字南姫御前及び字南島、長島町源部外面字稗田及び字山ノ割、長島町駒江字漆畑、字中間田及び字野田、長島町十日外面、長島町十日外面字古堤西、長島町鎌ヶ地字畑割及び字本村、長島町葎ヶ須字いの割及び字ろの割、長島町大島字藤九郎、字掛塚先、字堤外及び字明治新築、長島町赤地、長島町福豊、長島町福吉、長島町福吉字青鷺及び字青鷺川、長島町白鷄字佐藤、長島町横満蔵字長徳、字口の切及び字イの切、長島町松蔭、長島町白鷄並びに長島町松蔭字ルの割及び字ワノ割を加える。

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
由本 南美	958	平成 30 年 2 月 5 日	牛

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 30 年 2 月 24 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 30 年 2 月 19 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
名張市安部田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 5 月 31 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
伊勢市内（宮川流域）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

認定年月日	一敷地内認定建築物の認定	
	認定年月日	対象区域
平成 30 年 2 月 21 日	昭和 54 年 11 月 13 日	伊賀市御代字瀬古 1205 番 3 ほか 4 筆

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 2 月 16 日	松阪市曾原町字天白 312-3 の一部ほか 1 筆	松阪市殿町 1340-1 松阪市長 竹 上 真 人
平成 30 年 2 月 21 日	松阪市中万町字里中 1316-1 ほか 2 筆	松阪市中万町 1315 山 上 幸 美
平成 30 年 2 月 28 日	員弁郡東員町大字長深字西守 2598 ほか 1 筆の一部	員弁郡東員町大字長深 2598-1 平 川 大

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 2 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 2 月 16 日	志摩市阿児町甲賀字鹿谷 1518 ほか 28 筆ほか	志摩市阿児町鶴方 3098-22 志摩市 志摩市長 竹 内 千 尋

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月分／単価契約）

- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成31年3月29日（金）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
知事が別に指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合にあっては、調達システムより競争入札参加資格確認申請を平成30年4月5日（木）11時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者にあっては、競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を「入札に関する事務を担当する課・班」に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(3)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成30年4月26日（木）17時までとします。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 宮澤  
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 岩崎  
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032
  - (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 30 年 4 月 20 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 4 月 9 日（月）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 4 月 20 日（金）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 30 年 4 月 20 日（金）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 30 年 4 月 12 日（木）から同月 20 日（金）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班

案件名 平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月分）

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 4 月 20 日（金）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効



本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Distribution of the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News” with newspaper (From June 2018 to March 2019)
- (2) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Friday, April 20, 2018.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, April 12, 2018 and 2:30 P.M. on Friday, April 20, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, April 20, 2018.
- (4) Managing Authority :  
Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL: 059-224-2788

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定使用量）1,634,000kWh |
| 2 | 担 当 部 局     | 四日市市桜町 3684-11<br>三重県保健環境研究所           |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 30 年 2 月 1 日                        |

4	落	札	者	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹
5	落	札	金 額	入札価格 24,942,794 円
6	決	定	手 続	一般競争入札
7	入	札	公 告 日	平成 29 年 12 月 5 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---